

との接点に至り、同所から同市市道七二六六号線を南西へ進み同市市道七二六六号線との接点に至り、同所から同市市道七二六六号線を北西へ進み同市市道七二六六号線との接点に至り、同所から同市市道七二六六号線を南西へ進み県道大多喜君津線との接点に至り、同所から同市市道七二六六号線を北西へ進み県道市原天津小湊線との接点に至り、

同所から県道市原天津小湊線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四 新巻特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市新巻字筑見二八二番地の一ほか二五六筆の海上自衛隊市原送信所区域内

五 神崎町特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡神崎町小松地先の国道三五六号と香取郡神崎町国道一〇〇九号線の接点を起点とし、同所から国道三五六号を北東へ進み国道三五六号（バイパス）との接点に至り、同所から国道三五六号（バイパス）を南東へ進み香取郡神崎町国道一〇〇五号線との接点に至り、同所から同町国道一〇〇五号線を南東へ進み同町国道二〇〇八号線との接点に至り、同所から同町国道二〇〇八号線を南西へ進み同町立野一二六番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北西へ進み同町国道一〇〇六号線との接点に至り、同所から同町国道一〇〇六号線を南西へ進み同町立野五四二番二地先の赤道との交点に至り、同所から同赤道を北西へ進み同町国道三〇〇五号線との接点に至り、同所から同町国道三〇〇五号線を北東へ進み同町国道二〇〇五号線との接点に至り、同所から同町国道二〇〇五号線を北西へ進み同町国道一〇〇二号線との接点に至り、同所から同町国道一〇〇二号線を南西へ進み県道江戸崎神崎線との接点に至り、同所から県道江戸崎神崎線を南西へ進み同町国道三一一五号線との接点に至り、同所から同町国道三一一五号線を南東へ進み同町国道三一一五号線の終点へ至り、同所から同町国道三一一五号線の終点から南へ延長した直線を南へ進み成田市と香取郡神崎町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み県道江戸崎神崎線との接点に至り、同所から県道江戸崎神崎線を北東へ進み同町国道三一一三号線との接点に至り、同所から同町国道三一一三号線を北東へ進み同町国道三一一二号線との接点に至り、同所から同町国道三一一二号線を北東へ進み同町国道三二〇九号線との接点に至り、同所から同町国道三二〇九号線を西へ進み同町国道二〇〇三号線との接点へ至り、同所から同町国道二〇〇三号線を北東へ進み同町国道三二〇七号線との接点に至り、同所から同町国道三二〇七号線を北東へ進み同町国道一〇〇九号線との接点に至り、同所から同町国道一〇〇九号線を北西へ進み起点へ至る線で囲まれた区域

六 富特定猟具使用禁止区域（銃器）

富里市七栄地先の国道四〇九号と国道二九六号との交点を起点とし、同所から国道二九六号を西へ進み富里市市道一〇〇〇七号線との接点に至り、同所から同市市道一〇〇〇七号線を北東へ進み富里市と印旛郡酒々井町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み国道四〇九号との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み成田市と富里市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市市道一一〇二三号線との接点に至り、同所から同市市道一一〇二三号線を南東へ進み同市市道二〇二〇一號線との接点に至り、同所から同市市道二〇二〇一號線を南西へ進み同市市道一一〇三三六号線との接点に至り、同所から同市市道一一〇三三六号線を南東へ進み同市市道〇一一〇三四号線とに接点に至り、同所から同市市道〇一一〇三四号線を北東へ進み同市市道一一〇二三号線との接点に至り、同所から同市市道一一〇二三号線を南東へ進み同市市道二〇二〇一號線との接点に至り、同所から同市市道二〇二〇一號線を南西へ進み同市市道一一〇三三六号線との接点に至り、同所から同市市道一一〇三三六号線を北東へ進み同市市道一一〇二四二号線との接点に至り、同所から同市市道一一〇二四二号線を南へ進み同市市道一一〇二四〇号線との接点に至り、同所から同市市道一一〇二四〇号線を東へ進み県道八日市場佐倉線との接点に至り、同所から県道八日市場佐倉線を北東へ進み県道八街三里塚線との接点に至り、同所から県道八街三里塚線を南西へ進み同市市道〇一一〇一四号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇一四号線を南西へ進み高崎川左岸との交点に至り、同所から高崎川左岸を北東へ進み同市市道三二〇二二〇一號線との交点に至り、同所から同市市道三二〇二二〇一號線を南西へ進み同市市道〇一一〇〇六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇〇六号線を南東へ進み同市中沢一、五九六番二地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南西へ進み同市中沢一、六〇二番九地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市市道三二〇二〇六号線との接点に至り、同所から同市市道三二〇二〇六号線を西へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

七 七ツ池特定猟具使用禁止区域（銃器）

銚子市長塚町地先の銚子市市道二〇二〇号線と同市市道四〇一八五号線との接点を起点とし、同所から同市市道四〇一八五号線を南西へ進み同市市道四〇三三八号線との接点に至り、同所から同市市道四〇三三八号線を南西へ進み同市市道四〇三三四五号線との接点に至り、同所から同市市道四〇三三四五号線を南西へ進み同市市道四〇三三五号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇七号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇七号線を西へ進み同市市道二〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道二〇一〇号線を南へ進み同市市道二〇〇七号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇七号線を西へ進み同市市道二〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道二〇一〇号線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

八 旭市袋特定猟具使用禁止区域（銃器）

旭市二地先の県道八日市場井戸野旭線と旭市市道二一〇〇二号線との接点を起点とし、同所から同市市道二一〇〇二号線を北へ進み同市市道二一〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇〇二号線を北へ進み同市市道二一〇〇三号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇〇三号線を北へ進み同市市道二一〇〇三九号線との交点に至り、同所から同市市道二一〇〇三九号線を北東へ進み県道旭小見川線との接点に至り、同所から県道旭小見川線を北西へ進み同市市道二一〇〇三五号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇〇三五号線を北東へ進み同市蛇園七九一番、地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北東へ進み同市蛇園七九〇番一、地先の道路との接点に至り、同所から同市蛇園七九〇番二、地先の道路を南東へ進み県道銚子旭線との接点に至り、同所から県道銚子旭線を南西へ進み県道飯岡停車場線との交点に至り、同所から県道飯岡停車場線を南西へ進み同市市道二一〇〇二三号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇〇二三号線を南西へ進み同市市道二一〇〇六六号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇〇六六号線を北西へ進み同市市道A一五〇二三号線との接点に至り、同所から同市市道A一五〇二三号線を北西へ進み同市市道二一〇〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇〇一〇号線を北へ進み県道旭停車場線との接点に至り、同所から県道八日市場井戸野旭線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

九 白浜特定猟具使用禁止区域（銃器）

南房総市白浜町滝口地先の南房総市市道四二一〇七号線と同江市市道四一〇〇四号線の接点を起点とし、同所から同江市市道四一〇〇四号線を西へ進み県道館山白
浜線との接続に至り、同所から県道館山白浜線を北東へ進み館山市と南房総市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市白浜町白浜九・五九
番一地先の馬喰川支流左岸との交点に至り、同所から馬喰川支流左岸を南東へ進み同市宮呂沼ダム堰(せき)堤との接続に至り、同所から同市宮呂沼ダム堰(せ

き堤を南西へ進み林道白浜線との接点に至り、同所から林道白浜線を南西へ進み同市市道四三二八三号線との接点に至り、同所から同市市道四三二八三号線を南西へ進み農道四号線との接点に至り、同所から農道四号線を南へ進み同市市道四二二〇七号線との接点に至り、同所から同市市道四二二〇七号線を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十 豊房特定猟具使用禁止区域（銃器）

館山市大戸地先の県道館山白浜線と館山市市道七〇二二号線との接点を起点とし、同所から同市市道七〇二三号線を北東へ進み同市市道七〇五一号線との接点に至り、同所から同市市道七〇五一号線を南へ進み同市市道七〇三二号線との接点に至り、同所から同市市道七〇三二号線を西へ進み林道越地原一号線との接点に至り、同所から林道越地原一号線を南西へ進み同市市道七〇三三号線との接点に至り、同所から同市市道七〇三三号線を南西へ進み県道館山白浜線との接点に至り、同所から県道館山白浜線を北へ進み金丸川との交点に至り同所から金丸川を北東へ進み同市神奈字狩間沢四二一九番一地先の里道との接点に至り、同所から同里道を東へ進み林道南条線との接点に至り、同所から林道南条線を北へ進み同市大戸字大久保四一七番一地先の里道との接点に至り、同所から同里道を北西へ進み同市市道七〇四一号線との接点に至り、同所から同市市道七〇四一号線を北西へ進み同市市道七〇二五号線との接点に至り、同所から同市市道七〇二五号線を北へ進み県道館山白浜線との接点に至り、同所から県道館山白浜線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十一 安房中央特定猟具使用禁止区域（銃器）

館山市北条地先の国道二二八号と館山市市道一〇三四号線との接点を起点とし、同所から同市市道二〇三四号線を南西へ進み同市市道二七〇号線との接点に至り、同所から同市市道三七〇号線を南西へ進み同市市道一〇四五号線との接点に至り、同所から同市市道二一六〇号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇四五号線を南西へ進み同市市道二〇三三号線との接点に至り、同所から同市市道二〇三三号線を西へ進み同市市道二一六〇号線との接点に至り、同所から同市市道二一六〇号線を西へ進み県道南安房公園線との接点に至り、同所から県道南安房公園線を南西へ進み同市市道二四六号線との接点に至り、同所から同市市道二四六号線を北西へ進み海岸汀(てい)線との接点に至り、同所から海岸汀(てい)線を東へ進み館山市と南房総市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み県道館山富浦線との交点に至り、同所から県道館山富浦線を南東へ進み県道和田丸山館山線との接点に至り、同所から県道和田丸山館山線を東へ進み平久里川左岸との交点に至り、同所から平久里川左岸を南へ進み館山市と南房総市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み滝川右岸との交点に至り、同所から滝川右岸を南東へ進み同市府中五三番一地先の館山市と南房総市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北へ進み同市市道三二〇二号線との接点に至り、同所から同市市道三二〇二号線を南東へ進み同市市道三二一四号線との接点に至り、同所から同市市道三二一四号線を北東へ進み館山市と南房総市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北へ進み同市市道三二〇三番一地先の赤道の終点から南西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北東へ進み同市市道三二〇三番一地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北東へ進み県道和田丸山館山線との接点に至り、同所から県道和田丸山館山線を北東へ進み同市市道六〇九号線との交点に至り、同所から同市市道六〇九号線を南東へ進み国道二二八号との接点に至り、同所から国道二二八号を南西へ進み館山市市道七五番一地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南へ進み同市市道一七七番二四地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を北東へ進み同市市道九一〇四九号線との接点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市市道九一〇四九号線との接点に至り、同所から同市市道九一〇四九号線を西へ進み国道二二八号との接点に至り、同所から国道二二八号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十二 大房岬特定猟具使用禁止区域（銃器）

南房総市富浦町多田良地先の館山市と南房総市との境界線と海岸汀(てい)線との接点を起点とし、同所から海岸汀(てい)線を西へ進み岡本川左岸との接点に至り、同所から岡本川左岸を北東へ進み国道二七号との交点に至り、同所から国道二七号を南西へ進み県道館山富浦線との接点に至り、同所から県道館山富浦線を南東へ進み館山市と南房総市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十三 岩婦特定猟具使用禁止区域（銃器）

[illegible]

十四 田子ふ特定猟具使用禁止区域（銃器）

安房郡鋸南町下佐久間地先の県道外野勝山線と安房郡鋸南町道二一〇二号線との接点を起点とし、同所から県道外野勝山線を北東へ進み林道嶺岡中央三号線との接点に至り、同所から林道嶺岡中央三号線を東へ進み南房総市と安房郡鋸南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同町道二一〇二号線との接点に至り、同所から同町道二一〇二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十五 鋸山特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市と安房郡鋸南町との境界線と海岸汀（てい）線との接点を起点とし、同所から富津市と安房郡鋸南町との境界線を東へ進み林道金谷元名線との交点に至り、同所から林道金谷元名線を南へ進み同町町道一〇四三号線との接点に至り、同所から同町町道一〇四三号線を南へ進み同町元名一、五一四番一三地先の同町管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み富津館山道路との交点に至り、同所から富津館山道路を南東へ進み元名川左岸との交点に至り、同所から元名川左岸を南西へ進み海岸汀（てい）線との接点に至り、同所から海岸汀（てい）線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十六 郡特定獵具使用禁止区域（銃器）

小山野富津線を南西へ進み富津市市道旧国道線との接点に至り、 同所から同市市道旧国道線を南西へ進み同市市道中上線との接点に至り、 同所から同市市道中上線	君津市郡地先の国道二一七号と県道絹布線との接点を起点とし、 同所から国道二一七号を南西へ進み君津市市道小山野富津線との接点に至り、 同所から同市市道
--	---

を北西へ進み同市市道梅田山入線との接点に至り、同所から同市市道梅田山入線を北へ進み県道絹郡線との接点に至り、同所から県道絹郡線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十七 東京湾岸特定獵具使用禁止区域（銃器）

[illegible]

十八 大網高校中正農場特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市緑区下大和田町二、三、四三番一地先の里道と千葉市と大網白里市との境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を南へ進み千葉市市道上大和田町七号線との接点に至り、同所から同市市道上大和田町七号線を西へ進み同市市道上大和田町五号線との接点に至り、同所から同市市道上大和田町五号線を北東へ進み同市緑区上大和田町五九三番一地先の里道との接点に至り、同所から同里道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十九 八千代市保呂特定獵具使用禁止区域（銃器）

八千代市保品地先の八千代市市道保品一五号線と県道八千代宗像線との接点を起点とし、同所から県道八千代宗像線を東へ進み同市市道保品一五号線との接点に至り、同所から同市市道保品一五号線を南東へ進み同市市道保品八号線との接点に至り、同所から同市市道保品八号線を南西へ進み同市市道保品一五号線との接点に至り、同所から同市市道保品一五号線を北西へ進み起点に至る線と囲まれた区域

二十 佐原水郷特定獺具使用禁止区域（銃器）

香取市道二一四号線と東日本旅客鉄道株式会社成田線との交点を起点とし、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を北西へ進み両総用水排水路右岸との交点に至り、同所から両総用水排水路右岸を北東へ進み利根川右岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を東へ進み同市道二一四号線との接点に至り、同所から同市道二一四号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十一 海老川特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡横芝光町宮川地先の国道二六号と山武郡横芝光町国道F二五一号線との接点を起点とし、同所から同町国道F二五一号線を北東へ進み同町国道「一〇」号線との接点に至り、同所から同町国道「一〇」号線を北東へ進み匝瑳市道二一八号線との接点に至り、同所から同市市道二一八号線を北東へ進み国道二六号との接点に至り、同所から国道二六号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十一 丹ノ尾台・山田台特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市山田台地先の国道二二六号と八街市市道二〇〇一〇号線との接点を起点とし、同所から同市市道二〇〇一〇号線を北へ進み同市市道二〇〇〇八号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇〇八号線を西へ進み同市市道二〇〇〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇〇一〇号線を北東へ進み県道岩富山田台線との接点に至り、同所から県道岩富山田台線を南東へ進み同市市道二二七号線との接点に至り、同所から同市市道二二七号線を北東へ進み同市市道二二九号線との接点に至り、同所から同市市道二二九号線を北東へ進み同市市道二二六号線との接点に至り、同所から同市市道二二六号線を北東へ進み同市市道二二八号線との接点に至り、同所から同市市道二二八号線を南東へ進み県道東金山田台線との接点に至り、同所から県道東金山田台線を南西へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

茂原市早野地先の県道茂原大多喜線と茂原市市道一級八号線との接点を起点とし、同所から同市市道一級八号線を北東へ進み同市市道一級五号線との交点に至り、同所から同市市道一級五号線を南東へ進み県道茂原環状線との接点に至り、同所から県道茂原環状線を南東へ進み同市市道一級一〇号線との接点に至り、同所から同市市道一級一〇号線を南へ進み茂原市と長生郡長南町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み県道茂原大多喜線との交点に至り、同所から県道茂原大多喜線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十三 菅田特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市緑区菅田二丁目地先の県道千葉大網線と千葉市市道菅田町野呂町線との接点を起点とし、同所から同市市道菅田町野呂町線を北東へ進み同市市道古市場町高田町線との交点に至り、同所から同市市道古市場町高田町線を東へ進み同市市道高田町一三〇号線との接点に至り、同所から同市市道高田町一三〇号線を南東へ進み同市市道高田町一八一号線との接点に至り、同所から同市市道高田町一八一号線を南西へ進み県道菅田停車場中野線との接点に至り、同所から県道千葉大網線を北西へ進み起点に至る線に囲まれた区域

君津市南子安七丁目地先の国道二一七号と君津市市道坂田・九十九坊線との交点を起点とし、同所から同市市道坂田・九十九坊線を南東へ進み同市市道七号幹線との接点に至り、同所から同市市道七号幹線を南東へ進み同市市道三号幹線（東）との接点に至り、同所から同市市道三号幹線（南東）へ進み同市市道二直字学校線との接点に至り、同所から同市市道三直字学校線を北東へ進み同市市道三直、上新田一号線との接点に至り、同所から同市市道三直、上新田一号線を南東へ進み同市市道三直、台谷一号線との接点に至り、同所から同市市道三直、台谷一号線を南東へ進み同市市道三直、一六四番西地先に至り、同所から同市市道三直、台谷一号線を南東へ進み同市市道三直、一六四番五地先に至り、同所から同市市道三直、台谷二号線を南東へ進み同市市道二号幹線一四号支線の終点に至り、同所から同市市道二号幹線一四号支線を北東へ進み同市市道三号幹線一四号支線の終点に至り、同所から同市市道三号幹線一四号支線の終点から東へ延長した直線を東へ進み東関東自動車道館山線との交点に至り、同所から東関東自動車道館山線を南へ進み県道を津鴨川線との交点に至り、同所から県道を津鴨川線を東へ進み同市市道三直、上郷線との接点に至り、同所から同市市道三直、上郷線を南西へ進み同市市道三直、練木線との接点に至り、同所から同市市道三直、練木線を南東へ進み同市市道中島・練木線との接点に至り、同所から同市市道中島・練木線を東へ進み同市市道大鷲・練木線との接点に至り、同所から同市市道大鷲・練木線を北東へ進み同市市道大

鷺、百目木線との接点に至り、同所から同市市道大鷺、百目木線を北東へ進み県道君津鴨川線との接点に至り、同所から県道君津鴨川線を南東へ進み同市市道市宿、日渡根線との接点に至り、同所から同市市道市宿、日渡根線を南西へ進み同市市道君津、清和線との接点に至り、同所から同市市道糠田、台線を南西へ進み同市市道糠田四五六番八地、糠田線との接点に至り、同所から同市市道糠田線を南西へ進み同市市道糠田、台線との接点に至り、同所から同市市道糠田、台線を南西へ進み同市市道糠田四五六番八地、先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南西へ進み同市市道中島、荻作線との接点に至り、同所から同市市道中島、荻作線を北へ進み同市市道泉・中小線との接点に至り、同所から同市市道泉・中小線を南西へ進み同市市道六手・中島線との接点に至り、同所から同市市道六手・中島線を北西へ進み県道荻作君津線との接点に至り、同所から県道荻作君津線を北西へ進み国道二一七号との接点に至り、同所から国道二一七号を南東へ進み同市市道四号幹線との交点に至り、同所から同市市道四号幹線を北西へ進み県道君津青堀線との接点に至り、同所から県道君津青堀線を南西へ進み富津市市道大堀一、二間塚線との接点に至り、同所から同市市道大堀二、三間塚線を北西へ進み同市市道旧役場五区線との接点に至り、同所から同市市道旧役場五区線を北西へ進み同市市道大堀一、二間塚線との接点に至り、同所から同市市道大堀一、二間塚線を北西へ進み同市市道坂口線との接点に至り、同所から同市市道坂口線を北東へ進み同市市道坂口線が北東方向へ曲がる屈折点に至り、同所から同市市道坂口線を北東へ延長した直線を北東へ進み同市市道坂口二号線との交点に至り、同所から同市市道坂口二号線を北東へ進み同市市道大堀一、二間塚線との接点に至り、同所から同市市道坂口二号線と国道一六号との接点に至り、同所から国道一六号を北東へ進み県道木更津富津線との接点に至り、同所から県道木更津富津線を北東へ進み木更津市と君津市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市市道安八八番三地先の国道二一七号との接点に至り、同所から国道二一七号を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十八 野呂特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市若葉区野呂町地先の国道二六号と千葉市市道野呂町五六号線との接点を起点とし、同所から同江市道野呂町五十六号線を北へ進み同江市道野呂町一四号線との接続点に至り、同所から同江市道野呂町一四号線を北東へ進み同江市道古泉町八一一号線との接続点に至り、同所から同江市道古泉町八一一号線を北へ進み同江市道中田町一五〇号線との接続点に至り、同所から同江市道中田町一五〇号線を北に進み同市若葉区古泉町三八九番一地先の道路との接続点に至り、同所から同市若葉区古泉町三八九番一地先の道路を北東へ進み同江市道中田町一五〇号線との接続点に至り、同所から同市市道中田町一五〇号線を北東へ進み同市若葉区古泉町四六九番一地の道路との接続点に至り、同所から同市若葉区古泉町四六九番一地先の道路を北東へ進み同江市道古泉町一四号線との接続点に至り、同所から同市市道古泉町一四号線を南東へ進み国道二六号との接続点に至り、同所から国道二六号を南西へ進む起点に至る線で囲まれた区域

三十七 安須特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市浅井小向地先の市原市市道一三号線と同江市市道五一六五号線のとの接点を起点とし、同所から同江市市道五一六五号線を北東へ進み同江市市道八四〇九号線との
接点に至り、同所から同江市市道八四〇九号線を南西へ進み同江市市道五〇三八号線との接点に至り、同所から同江市市道五〇三八号線を南西へ進み同江市市道二三号線との
接点に至り、同所から同江市市道二三号線を南東へ進み同江市市道六五一八号線との接点に至り、同所から同江市市道六五一八号線を北東へ進み同江市市道二三号線との
接点に至り、同所から同江市市道二三号線を北西へ進み同江市市道六〇一二号線との接点に至り、同所から同江市市道六〇一二号線を北西へ進み県道南総姉崎線との接点
に至り、同所から県道南総姉崎線を北西へ進み同江市市道六四七九号線との接点に至り、同所から同江市市道六四七九号線を北東へ進み同江市市道五四四号線との接点
に至り、同所から同江市市道五四四号線を北東へ進み同江市市道二三号線との接点に至り、同所から同江市市道二三号線を北へ進む起点に至る線で囲まれた区域

三十八 荒木根特定獵具使用禁止区域（銃器）

いすみ市大野地先の荒木根ダム堤防といすみ市大野三、九九〇番四六地先の荒木根ダム管理用道路との接点を起点とし、同所から荒木根ダム管理用道路を南東へ進み県道天津小湊夷隅線との接点に至り、同所から県道天津小湊夷隅線を南西へ進み勝浦市市野郷一、三七六番三〇地先の管理道路との接点に至り、同所から同管
理道路を北西へ進み同市市野郷一、三七六番八地先の水路との接点に至り、同所から同水路を北西へ進み渚原堰の南端に至り、同所から渚原堰東岸を北西へ進み夷
隅郡大多喜町石神一、四五八番三二地先の荒木根ダム管理用道路との接点に至り、同所から荒木根ダム管理用道路を北西へ進み荒木根ダム堤防との接点に至り、同
所から荒木根ダム堤防を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十九 大戸見特定獵具使用禁止区域（銃器）

君津市大坂地先の君津市市道久留里松丘線と国道四一〇号との接点を起点とし、同所から国道四一〇号を南東へ進み同市市道大岡大戸見線との接点に至り、同所から同市市道久留里松丘線を南西へ進み同市市道久留里松丘線との接点に至り、同所から同市市道久留里松丘線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十 上泉特定獵具使用禁止区域（銃器）

袖ヶ浦市上泉地の袖ヶ浦市上泉一、七六四番九の七地先の農道と同市市道飯館上泉線との接点を起点とし、同所から同市市道飯館上泉線を東へ進み県道千葉鴨川線との交点に至り、同所から県道千葉鴨川線を南へ進み同市市道上泉二三号線との接点に至り、同所から同市市道上泉二三号線を北東へ進み県道上高根北袖線との接点に至り、同所から県道上高根北袖線を南東へ進み同市市道永吉上泉線との交点に至り、同所から同市市道永吉上泉線を南東へ進み県道南総昭和線との接点に至り、同所から県道南総昭和線を南西へ進み県道千葉鴨川線との交点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北東へ進み同市市道上泉二三号線との接点に至り、同所から同市市道上泉二三号線を北西へ進み同市市道飯館上泉線との接点に至り、同所から同市市道飯館上泉線を西へ進み同市市道下泉一五号線との接点に至り、同所から同市市道下泉一五号線を南西へ進み同市市道下泉一、三八九番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を西へ進み同市市道下泉一、三九七番一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北へ進み同市上泉一、七六四番一の一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十一 坂田池特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡横芝光町坂田池地先の山武郡横芝光町道「一」号線（県道横芝下総線との接点を起点とし、同所から県道横芝下総線を南東へ進み同町道A三〇四号線との接点に至り、同所から同町道A三〇四号線を南東へ進み同町道A三〇六号線との接点に至り、同所から同町道A三〇六号線を南西へ進み県道横芝下総線との接点に至り、同所から同町道B二〇七号線との接点に至り、同所から同町道B二〇七号線を南西へ進み山武市と山武郡横芝光町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町道B一九八号線との接点に至り、同所から同町道B一九九号線との接点に至り、同所から同町道B一九九号線を北東へ進み同町道「一」号線との接点に至り、同所から同町道「一」号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十二 犬吠特定獵具使用禁止区域（銃器）

銚子市唐子町地先の国道二二六号と東日本旅客鉄道株式会社総武本線との交点を起点とし、同所から東日本旅客鉄道株式会社総武本線を南東へ進み銚子電気鉄道

株式会社銚子電気鉄道線との接点に至り、同所から銚子電気鉄道株式会社銚子電気鉄道線を南東へ進み銚子市市道新生長崎町線との交点に至り、同所から同市市道新生長崎町線を南東へ進み県道銚子公園線との接点に至り、同所から県道銚子公園線を南東へ進み同市市道長崎町九号線との接点に至り、同所から県道銚子公園線を南西へ延長した直線を南西へ進み海岸汀（てい）線との交点に至り、同所から海岸汀（てい）線を西へ進み同市市道大若三号線の終点から南西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北東へ進み同市市道大若三号線との接点に至り、同所から同市市道大若三号線を北東へ進み県道銚子公園線との接点に至り、同所から県道銚子公園線を北へ進み同市市道高神西町三崎町一丁目一号線との接点に至り、同所から同市市道飯沼長塚町線を北西へ進み同市市道小川町名洗線との接点に至り、同所から同市市道小川町名洗線を北西へ進み同市市道飯沼長塚町線との交点に至り、同所から同市市道飯沼長塚町線を北西へ進み同市市道春日町西芝町一号线との接点に至り、同所から同市市道春日町西芝町一号线を南西へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十三 袖ヶ浦市上池特定猟具使用禁止区域（銃器）

袖ヶ浦市野田地先の袖ヶ浦市市道野田三号線と奥道長浦上総線との接点を起点とし、同所から奥道長浦上総線を南西へ進み同市市道飯富上泉線との交点に至り、同所から同市市道飯富上泉線を北東へ進み同市市道のぞみ野三五号線との接点に至り、同所から同市市道下泉六号線との接点に至り、同所から同市市道下泉六号線を南へ進み同市市道上泉五并線との接点に至り、同所から同市市道上泉五并線を南西へ進み奥道南総昭和線との接点に至り、同所から奥道南総昭和線を北西へ進み同市市道勝一号线との接点に至り、同所から同市市道大曽根一八号線との接点に至り、同所から同市市道飯富蔵波台線を北東へ進み同市市道神納二八号線との接点に至り、同所から同市市道神納橋線を南東へ進み同市市道野田一号線との接点に至り、同所から同市市道野田三号線との接点に至る線で囲まれた区域

道野田三号線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十四 奈土特定獵具使用禁止区域（銃器）

成田市奈土地先の成田市市道奈土柴田線と県道郡停車場大須賀線との接点を起点とし、同所から県道郡停車場大須賀線を北西へ進み成田市と香取郡神崎町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み成田市市道榎何山柴田線との接点に至り、同所から同市市道榎何山柴田線を南西へ進み同市市道柴田一号線との接点に至り、同所から同市市道柴田一号線を南西へ進み同市市道奈土柴田線との接点に至り、同所から同市市道奈土柴田線を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十五 大多喜万木城房総特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡睦沢町妙楽寺地先の県道大多喜一宮線と長生郡睦沢町道一〇六六号線との接点を起点とし、同所から同町道一〇六六号線を北東へ進み同町道杉山寺台線との接点に至り、同所から同町道杉山寺台線を南東へ進み同町道杉山遠間線との接点に至り、同所から同町道杉山遠間線を南東へ進み県道夷隅瑞沢線との交点に至り、同所から県道夷隅瑞沢線を南西へ進み同町道九四〇号線との接点に至り、同所から同町道九四〇号線を南西へ進み同町道九三三号線との接点に至り、同所から同町道九三三号線を南西へ進み県道夷隅瑞沢線との接点に至り、同所から県道夷隅瑞沢線を南西へ進みいすみ市と長生郡睦沢町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み万木城カントリークラブの区域の東側境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み夷隅郡大多喜町下大多喜二、九四三番地先の大多喜カントリークラブの区域の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町下大多喜一、〇四三番一地先の同町道呂高谷線との接点に至り、同所から同町道呂高谷線を北西へ進み県道大多喜一宮線との接点に至り、同所から県道大多喜一宮線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十六 白井市特定猟具使用禁止区域（銃器）

柏市柳戸地先の柏市市道〇一二三三号線と同市市道九〇

[illegible]

四十七 平砂浦・藤原特定猟具使用禁止区域（銃器）

[illegible]

山自軽車道線との接点に至り、同所から県道和田白浜館山自軽車道線を北西へ進み県道南安房公園線との接点に至り、同所から県道南安房公園線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十八 千倉特定御具使用禁止区域（銚子）

南房総市千倉町川戸地先の南房総市市道千倉一一号線と県道館山大貫千倉線との接点を起点とし、同所から県道館山大貫千倉線を北東へ進み県道館山千倉線との接点に至り、同所から県道館山千倉線を南東へ進み同市市道千倉一一号線との接点に至り、同所から同市市道千倉一一号線を南西へ進み同市市道一一一号線との接点に至り、同所から同市市道一一一号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十九 袖ヶ浦市神納特定御具使用禁止区域（銚子）

袖ヶ浦市蔵波地先の県道袖ヶ浦姉崎停車場線と袖ヶ浦市市道神納四二号線との接点を起点とし、同所から同市市道神納四二号線を南東へ進み同市市道奈良輪蔵波線との交点に至り、同所から同市市道奈良輪蔵波線を東へ進み同市市道飯富蔵波白線との接点に至り、同所から同市市道飯富蔵波白線を南西へ進み同市市道神納橋線との接点に至り、同所から同市市道神納橋線を西へ進み同市市道神納二五号線との接点に至り、同所から同市市道神納二五号線を北西へ進み同市市道奈良輪蔵波線との接点に至り、同所から同市市道奈良輪蔵波線を北西へ進み同市奈良輪一九二番一の南端に至り、同所から同所と県道袖ヶ浦中島木更津線と市奈良輪二〇八番一の西端との接点を結んだ直線を北西へ進み県道袖ヶ浦中島木更津線と市奈良輪三〇八番一の西端との接点に至り、同所から県道袖ヶ浦中島木更津線を北東へ進み県道袖ヶ浦姉崎停車場線との接点に至り、同所から県道袖ヶ浦姉崎停車場線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

五十 姉ヶ崎カントリー倶楽部特定御具使用禁止区域（銚子）

市原市立野一六五番地の一ほか三〇二筆の姉ヶ崎カントリー倶楽部の区域内及び同市中高根一、一六六番地ほか三七二筆の立野クマシック・ゴルフ倶楽部の区域内